

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案 新旧対照条文

目次

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（附則第六条関係）……………1

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第 号）の規定による法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に関すること。</p> <p>二十四～二十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十三～二十六（略）</p> <p>2・3（略）</p>